



令和3年10月号
第222号
令和3年10月1日発行

〒959-2642 胎内市新和町2-5
中条町商工会（胎内市産業文化会館内）
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

【10月 OCT】

日にち	時間	内容	場所	担当者
8日(金)	13:30~	筆頭総代会議	商工会館	町田・菅原
11日(月)	13:30~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田

【11月 NOV】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(水)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
13日(土)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ふれすぽ胎内 ほか	菅原・鈴木・窪田
14日(日)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ふれすぽ胎内 ほか	菅原・鈴木・窪田
20日(土)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ふれすぽ胎内 ほか	菅原・鈴木・窪田
21日(日)	11:30~12:30 16:30~17:30	たいないトココおうちでバル(テイクアウト応援企画)	ふれすぽ胎内 ほか	菅原・鈴木・窪田
未定	13:30~	女性部 花いっぱい運動	商工会館	女性部
未定	未定	中条・黒川合同役員研修会	未定	町田・菅原

★壁等に貼ってご利用下さい。

最賃
改定

10/1~

必ずチェック最低賃金!

時間額 859円

「最低賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援事業」

(業務改善助成金)のお知らせ

概要 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合にその費用の一部を助成します。

助成額 申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。（下表のとおり）

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	20万円 30万円 50万円 70万円 80万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5
30円コース	30円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	30万円 50万円 70万円 100万円 120万円		
45円コース	45円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	45万円 70万円 100万円 150万円 180万円		
60円コース	60円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	60万円 90万円 150万円 230万円 300万円		
90円コース	90円以上	1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	90万円 150万円 270万円 450万円 600万円		

※10人以上の上限額の区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
・賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
・生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

要件 ①賃金引上計画を策定すること
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
②引上げ後の賃金額を支払うこと
③生産性向上に資する機械・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

生産性要件とは

助成金の申請時の直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること、またはその金融機関から一定の「事業性評価」を得て1%以上（6%未満）伸びていること。
※生産性=(営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課)/雇用保険被保険者数

業務改善助成金の申請の流れ

- ①助成金交付申請書を労働局に提出
事業改善計画と賃金引上げ計画を記載した交付申請書を労働局に提出。内容が適正と認められれば助成金の交付決定通知が届きます。
- ②設備・機器の導入などで生産性を向上
生産向上、労働能率の増進が図られる設備投資などを行い、業務の効率化を目指します。
- ③事業場内の最低賃金を引上げ
事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げます。
- ④事業実績報告書を提出
業務改善計画の実施結果と賃金引上げ状況を記載した事業実績報告書を提出。内容が適正と認められれば助成金額の確定通知が届きます。

※申請締切は2022年1月31日、助成金は予算の範囲内で交付するため申請期間内に募集を終了する場合があります。

設備・機器の導入例など、詳しくは
厚生労働省ホームページをご覧ください。

業務改善助成金



営業時間短縮の協力要請に伴う協力金について

8月30日に新潟県から発令された新型コロナウイルス特別警報に伴い、営業時間の短縮が要請された飲食店等に対して協力金が給付されます。

- 対象者 9月3日から16日の全日において、5時～20時まで※(酒類の提供は19時まで)の営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底した上で全面的に協力いただいた下記の事業者
 - ①接待を伴う飲食店 例：キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ等
 - ②酒類を提供する飲食店 例：居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店等
 ※「にいがた安心なお店プロジェクト」認証飲食店(申請中も含む)は21時まで(酒類提供は20時まで)
- 支給額 ①どちらかの方法で、前年度又は前々年度の1日当たり売上高(消費税抜き、デリバリーや物販など施設内飲食によらない売上は除く)を計算します。
 - ・年間売上高方式 : 年間売上高 ÷ 365日 (令和2年2月29日が含まれる年度の場合は366日)(売上高による方法のみ)
 - ・月間売上高方式 : 9月の売上高 ÷ 30日
 ②下表に応じた単価 × 14日間分が給付額となります。(中小企業はA・Bいずれかの算定方法を選択可)

		前年又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円以下	83,333円超～250,000円以下	250,000円超～
中小 企業者	A 売上高による方法	25,000円/日	25,000～75,000円/日 (1日の売上高の3割)	75,000円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算額】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少率 × 0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高 × 0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)				

- 申請書類 市内の飲食店営業許可を受けた事業者へは9月16日付で胎内市より送付しております。また、市のホームページ(<http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/koronashientop/jitankyouryoku.html>)からもダウンロードいただけます。
- 申請期間 令和3年9月17日(金)～10月29日(金) ※当日消印有効
- 申請先 胎内市商工観光課(持参もしくは郵送)

(飲食関連事業者向け) 新潟県事業継続支援金【時短要請枠】について

7月末以降の感染拡大に伴う飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

- 対象者 新潟県内に本社又は本店を有する以下の法人又は個人事業主であること
 - ①令和3年8月以降に発令した時短要請の区域となる県内市町村にある飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること
 - ※他の事業者を介さず自社で県内飲食店と直接金銭を授受しており、令和3年6月30日以前に同一の飲食店に2回以上納入していることが要件です
 - ②タクシー事業者・自動車運転代行業者については、一般乗用旅客自動車運送事業の許可(福祉輸送事業限定等の許可は対象外)又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること
- 支給要件 事業者全体の売上高について、令和3年7月から9月までのいずれか1か月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること
- 支給額 県内で単独店舗又は事業所を営む事業者：20万円
県内で複数店舗又は事業所を営む事業者：40万円
- 受付期間 令和3年9月8日(水)～10月31日(日) 締切日消印有効

第1弾の支援金(令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年(又は前々年)同月比で20%以上減少)を受給していても、今回の支給要件を満たせば給付対象となります。

申請方法・申請書類等は県ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren2.html>)をご覧ください